

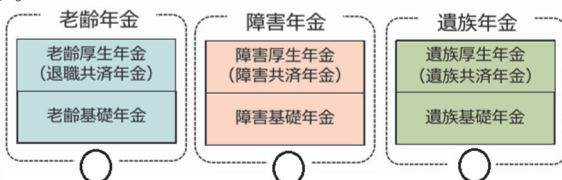
Ⅱ 年金の併給調整

(1) 一人一年金の原則

公的年金には《一人一年金の原則》があり、老齢、障害、遺族という支給理由が異なる2つ以上の年金を同時に受け取ることはできません。

① 併給できる年金

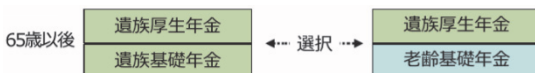
老齢基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と障害厚生年金、遺族基礎年金と遺族厚生年金は、支給理由が同一のひとまとまりの年金として併給されます。



② 65歳以上の特例

i. 遺族年金の併給

遺族基礎年金・遺族厚生年金の受給者が65歳になり、老齢基礎年金が受給できるようになった場合は、遺族基礎年金・遺族厚生年金の組み合わせと、老齢基礎年金・遺族厚生年金のいずれかの選択となります。



遺族基礎年金・遺族厚生年金と障害基礎年金・障害厚生年金は、併給することができないため、2つのうちいずれかの選択となります。65歳以後は、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせが加わり、3つのうちのいずれかを選択します。



ii. 障害年金と老齢年金

障害基礎年金・障害厚生年金の受給者が65歳になり、老齢基礎年金が受給できるようになった場合は、2つの基礎年金をあわせて受給することはできません。65歳以後は、障害基礎年金・老齢厚生年金の組み合わせを加えた3通りから選択します。